

令和5年4月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年4月10日（月）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 非農地証明願の承認について

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画【一般】（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、それでは、令和5年度第1回の高森町農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は、総数14名のうち13名出席されており、定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、早速ですが、会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長 皆さん、こんにちは。

暖かくなり、植え付けとか、農作業等忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。

今年度最初の総会は、ここ本庁の2階第1・2委員会室になりました。今後はここでやりたいと思っております。

事務局には異動があり、新年度は、今まで次長だった課長補佐が農林政策課の課長になられ、また新しく新任で今村君が事務局の係長ということで赴任されました。

今後とも、事務方をよろしく願いいたします。

今年から、これまでコロナ禍で人・農地プランを改め、地域計画づくりというのをやっていかななくてはなりません。

今年度から始めたいと思っておりますので、そちらもよろしく願います。

今回は、3条の審議と、あと非農地認定と、基盤強化法の議題がありますので、そちらも皆さんと、慎重審議の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第により進めてまいりたいと思っております。

議事の進行は、会議規則の規定により、会長に進めていただきたいと思います。

議長 はい。それでは、進めていきます。

#### 「議第1号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年4月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 議事録署名委員の指名ですが、こちらから指名させてもらっていいですか。

(複数委員) はい。

議長 では、年度初めということですので、今回はまた最初からいきます。

1 番委員と、2 番委員は欠席ですので、本日は3 番委員に議事録署名をお願いいたします。

次、「議第2号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年4月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。次の議第2号は農地法第3条の審議資料の1番です。

この1番の件は、私の地区の担当ですので、私から説明させていただきます。

議第2号、農地法第3条審議資料の1番です。

補足資料が3ページと4ページになります。

農地等の情報は左記のとおり、相手方の要望により農地を取得するとなっております。

これは譲渡人と譲受人は隣の家同士です。

ちょうど、この申請地の隣が譲受人の農地で、牧草乾燥小屋とか牛舎など、畜舎のあるところとの、間にある三角形の小さい面積の農地が残っておりました。

そこを譲り受けて、譲受人がそこも一緒に管理をしたいということで上がってきております。

よろしくをお願いいたします。

事務局 こちらは3条の許可基準としまして、申請書類、全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件をなどの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この1番の議案に関しては可決

いたします。

次、2番です。

ここの担当委員は、6番委員ですので、6番委員から説明をお願いします。

6番委員 2番、3番となっておりますが、農地等の情報は左記のとおりです。

交換による所有権移転について審議をお願いしたいと思います。

補足資料は5ページから8ページですね。

2番と3番との交換による所有権移転です。

事務局 事務局から補足の説明をいたします。

3条許可基準のうち、申請書及び全部事項証明などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業従事要件、地域との調和要件などを満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。次は4番です。

ここの担当委員は、4番委員ですので、4番委員から説明をお願いします。

4番委員 相手方の要望により、農地を売り渡すものであります。

譲渡人の農地に隣接した土地を所有されている、譲受人が、私が買いましょうということで譲り受ける案件です。

補足資料は、9ページ、10ページです。

よろしく申し上げます。

事務局 3条許可基準のうち、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などを満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

であると判断しております。

議 長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

「議第3号」

事務局 非農地証明願の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年4月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 これは非農地証明願いですので、これは担当委員の6番委員から説明をお願いします。

6番委員 農地パトロールにより、複数年遊休農地となっております。本人より、非農地証明が出れば地目変更をしたいということでございます。

イノシシやシカが入って作物が作れないということです。

現在は、竹林化しております。

補足資料は、12、13ページとなっております。

議 長 今回の件ですが、私も一緒に立ち会いました。

現地に行きますと、山の麓で山林に面しており、もう竹林になっていました。

イノシシの住処みたいな感じで、ちょっとこれは農地として利用するのは困難だと感じました。

鳥獣被害も酷いだろうと見受けられ、農地化するのは困難だと、判断しました。

事務局 こちらは農地パトロール等でも複数年、遊休農地として確認している場所でありまして、復旧がもう不可能な雑木林であったり、竹林化しているような遊休農地というところで非農地判断を行っております。

議 長 ということですが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、この議案は承認いたします。

次、「議第4号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年4月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは農用地の利用集積計画(案)の承認ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、農用地利用集積計画審議資料の9ページです。

番号1番、権利の種類、それから権利設定をする者、受ける者、土地の利用状況、それから小作契約期間、支払方法等については、記載のとおりでございます。筆は2筆ございます。

補足資料は、15ページに現地の位置図が出ております。

正式に契約を結ぶということでございます。

契約は新規です。以上です。

議 長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も承認いたします。

これで、本日の審議は終わりました。

今年度、1年間、またいろいろあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。